議案第72号

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成28年11月28日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

三田市附属機関の設置に関する条例(平成21年三田市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条の表市長の部三田市手話言語条例検討委員会の項中「三田市手話言語条例」を「三田市障害者差別解消条例」に、「10人以内」を「15人以内」に改め、同部三田市地域密着型サービス事業者選考委員会の項中「三田市地域密着型サービス事業者選考委員会」を「三田市介護保険施設等事業者選考委員会」に改め、「公募する」の次に「介護保険施設に係る事業者及び」を、「地域密着型サービス事業者の」の次に「審査及び」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。